

第9回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成27年3月9日

上富良野町農業委員会

第9回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成27年3月9日（月） 午後1時30分から午後2時45分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

1	谷本 嘉彦	10	長谷川裕見		
---	-------	----	-------	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第5 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第6 諮問第2号 農用地利用集積計画書の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第9 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第5号 上富良野町農地台帳点検等実施規程について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第9回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
8番 島田政志 委員に合わせ、ご唱和ください。

島田委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。定数に達しておりますので、これより第9回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、6番 佐藤良二 君、7番 井村昭次 君、を指名いたします。

議長 日程第2 「農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より次の件の答申がありましたので報告をいたします。以下、報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
~~農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。~~

報告第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第3号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第3号朗読。

議 長 報告第3号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第3号を終わります。
~~〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。~~

議 長 日程第5 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
東中東部地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定(賃貸4件、売買7件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
平成27年3月9日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 賃7、8、9、10番、所45番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。賃7、8、9、10番、所45番について、補足説明いたします。
2月10日に東中東部地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中多世代交流センターで開かれ、賃貸4件、売買1件の利用集積が成立いたしました。
賃7番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇〇〇地区になります。〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり田7,000円で5年間の賃貸借となりました。
賃8番 出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇道路の奥となります。期間満了に伴う再処分で、10a 当たり田7,000円、畑3,000円の5年間の賃貸借となりました。
賃9番 出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇道路沿いの田となります。期間満了に伴う再処分で、10a 当たり田9,500円の10年間の賃貸借となりました。

石橋委員 賃10番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○道路沿いの田と畑となります。期間満了に伴う再処分で、10a 当たり田 8,000～9,000 円、畑 2,000 円～4,000 円の5年間の賃貸借となりました。

所45番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○○○さんの宅地横の田となります。期間満了に伴う再処分で、10a 当たり田 155,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、所45番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所46番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。所46番について、補足説明いたします。

2月9日に富原地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所46番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 更別村の農業生産法人○○○○会社。○○○○さんの離農に伴い、農地全てを売買することとなりました。10a当たり田100,000円～200,000円、畑40,000円～120,000円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

館尾委員 確認ですが、受け手が更別村の農業生産法人になっておりますが、本町に農地を所有して農業経営をしているのでしょうか。

三好委員 昨年、この隣接地となります○○○○さんの農地を購入し、○○栽培を始めるところです。今回、隣接地を所有しており農用地利用集積を図られるとして、田を購入することとなりました。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所46番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所47、48、49番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。所47、48、49番について、補足説明いたします。

2月20日に静修地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、里仁会館で開かれ、売買3件の利用集積が成立いたしました。

所47番 出し手 富良野市の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇線〇〇号になります。これまで賃貸借をしておりましたが、〇〇〇〇さんが整理したいという事で、10a 当たり田 85,000 円での売買となりました。

所48番 出し手 富良野市の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇線〇〇号になります。これまで賃貸借をしておりましたが、〇〇〇〇さんが整理したいという事で、10a 当たり田 9,000 円、畑 5,000 円～62,000 円での売買となりました。

所49番 出し手 富良野市の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇線〇〇号になります。これまで賃貸借をしておりましたが、〇〇さんが整理したいという事で、10a 当たり田 8,500 円、畑 35,000 円～70,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 10a 当りの田の売買単価なのですが、畑よりも低いというのは何かあるのか、どのような田なのか教えていただきたい。

事務局 公簿の地目は田ですが、土地改良区の水利権は現在ありません。また、面積も小さく、不整形なところで、実際には畑よりも生産性が低い農地となっております。

青地会長 西の方では昔、水はけが悪く畑としても無理というところを、田として何とか耕作をしていた農地がかなりあると思います。そのような農地の田なので、平地部分の田とは扱いが全然違ってくるのが実情です。今回の田もそのような耕作ができない田だと思います。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所47番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所48番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所49番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所51、52番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。所51、52番について、補足説明いたします。

2月27日に東中第1地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、消防会議室で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所51番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○。所在地は、○○○○さんの宅地横の不整形な形の田になります。これまでも○○○○さんから斡旋申出が何回もありましたが成立されず、今回売買が成立しました。10a 当たり田 190,000 円での売買となりました。

所52番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○。所在地は、○○の旧○○○○さん宅の横になります。これまで○○○○と賃貸借をしておりましたが、今回売買となりました。10a 当たり田 70,000 円～200,000 円、畑 50,000 円での売買となりました。

石橋委員 慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

青地会長 1点確認したいのですが、所5 1の図を見ると対象農地への出入り口が無いように見えますが、このことは大丈夫なのでしょうか。袋小路になると出入りができないので問題となりますので、その点は確認されているのでしょうか。

石橋委員 幹旋会議の時に、〇〇〇〇さんと、改善組合長の〇〇〇〇さんと図面で確認をしたところです。用水路も〇〇〇〇さんの宅地前を通っていることから、下流側に支障がないようにと確認をしているところです。

事務局 〇〇地区では基盤整備事業がこれから行われるにあたり、用地の換地なども行われます。その予定図では出入り口も確保される予定です。また、現在所有している農地と隣接することから完全な袋小路にはなっていない状況ですが、再度、出入り口に関して確認をしておきます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所5 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所5 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
~~農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。~~

議 長 諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
里仁地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(売買1件) についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年3月9日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 所50番について、提案に関する補足説明を願います。

「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。所50番について、補足説明いたします。

2月20日に里仁地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、里仁会館で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所50番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○○○沿いで、○○○○さんの隣接地になります。○○○○さんの離農に伴い農地全てを売買することとなりました。10a 当たり田5,000円~90,000円、畑50,000円~90,000円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所50番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
~~〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。~~

議 長 日程第7 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成27年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第1号 1番、2番について、補足説明いたします。

1番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇。所在地は〇〇〇〇さんの宅地横となります。これまで〇〇〇〇と賃貸借しておりましたが、〇〇〇〇さんが離農するに伴い、今回、〇〇〇〇と賃貸借することとなり、10a 当たり畑2,000円、平成33年11月30日までの賃貸借となりました。

2番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇〇〇さんの宅地周辺の畑となります。これまでも〇〇〇〇さんと賃貸借しておりましたが、期間満了に伴い、再契約することとなりました。10a 当たり3,000円、平成31年11月30日までの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題と
いたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇
委員、〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を求めます。
(〇〇番 〇〇〇〇 委員、〇〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定
に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成27年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たして
いると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧いただきます。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議 長 議案第2号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 井村昭次 委員」

井村(昭)
委員 7番 井村です。議案第2号 3番について、補足説明いたします。
5番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。
所在地は、○○道路沿いの畑1筆となります。道路を挟んで反対側を○○○○さんが耕作しており、今回賃貸借することとなりました。10a 当たり畑3,000円の10年間での賃貸借となりました。
慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○○番 ○○○○ 委員、○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。
(○○番 ○○○○ 委員、○○番 ○○○○ 委員 着席)

議 長 日程第9 議案第3号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○○番 ○○○○委員の退席を求めます。(○○番 ○○○○委員 退席)

議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。

平成27年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 4番について、提案に関する補足説明を願います。

「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。議案第3号 4番について、補足説明いたします。

5番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん ○○会社○○○○。所在地は、農地パトロールで現地確認をした場所で、新井十人牧場道路の奥となります。今回、山林も含めて畑2筆を売買することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 図の写真をみると、ほとんど山林に見えますが、この部分を今後農地として耕作をしていくということなののでしょうか。大変な労力が必要な場所ではないのでしょうか。

館尾委員 農地パトロールをしてご存じの方も多と思いますが、数年間、耕作されていなかった為、現在は雑木がかなり生えているのが現状です。

谷委員 細い雑木ばかりなので、チョッパーの機械があればすぐに耕作はできる状況にできるはずですが、木が生えていたことで虫がかなり付くとは思いますが。すごく太いものでなければチョッパーの機械で耕作できるようになるはずですが。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇 委員 着席)

議 長 日程第10 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題と
いたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求めます。
 平成27年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修
許可申請は、土木建設の資材置き場としての転用ですが、農振地外の市街化区域内で第
3種農地であり、転用計画に問題はないと考えます。
審議資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内
容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 杉本隆一 委員」

杉本委員 4番 杉本です。議案第4号 1番について、補足説明いたします。

所有者 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、転用者 〇町〇丁目の〇〇会社〇〇〇〇。所在地
は〇町〇丁目の田1筆となり、牧草地として賃貸借していたところでした。周辺に〇〇〇
〇の資材置き場も既にありますが、土木資材の格納施設を増設するため、今回、転用す
ることとなりました。農地区分は市街化区域の第3種農地であり、転用には問題ないと
思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 議案第5号「上富良野町農地台帳点検等実施規程について」の件を議題と
いたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
農地法の一部改正に伴い、同法第52条の2（農地台帳の作成）並びに同第52条の3
（農地台帳及び農地に関する地図の公表）及び関係法令に基づき、上富良野町農地台帳
点検等実施規程の制定について、審議を求める。
平成27年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法の一部が改正され、農業委員会において農地台帳および地図を作成し公表するこ
ととされました。地図の公表については全国農業会議所が一括してインターネットによ
り公表することとなり、農業委員会窓口では地図以外のものを閲覧できるようになりま
す。

また、農地法施行規則第102条の規定により、毎年1回以上は住民基本台帳、固定資産
課税台帳との照合を行うこととなりました。こうした法改正により、別紙（案）のと
おり制定してよろしいか審議お願いいたします。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石橋委員 地図に関しては、全国農業会議所にて公表されることになる。とのことでしたが、本町の農業委員会にある農地台帳の写真は新しいものに更新されるのでしょうか。

事務局 本町の農業委員会から全国農業会議所への情報提供は、地番や面積などを提供しております。写真については、全国農業会議所で直接、衛星写真等を契約して使用することとなり、本町の写真データについては現状のままとなります。全国農業会議所で使用している写真の方が新しいものだとしても、本町では使用できる権利はありません。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第9回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告3件、諮問2件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時25分

事務局長 上記第9回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成27年 3月 9日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____